

印鑑登録の手続き方法



印鑑登録申請

病気などやむを得ない理由で本人が来庁できない場合

本人来庁による申請

代理人来庁による申請

原則

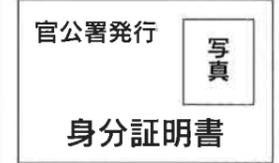
照会文書による方法

当日は受付だけで、確認のため本人宅に照会文書を郵送します。照会文書に内容を明記のうえ、持参していただき登録が完了します。印鑑登録証明書がとれるまでに、通常3、4日かかります。



官公署発行の身分証明書による方法

登録申請者が官公署発行の写真付き身分証明書を持参し、登録申請する方法です。その日のうちに登録が完了します。



- 登録するのに証明書として使用できるもの
- 官公署発行の写真付き身分証明書
 - 運転免許証
 - パスポート
 - 外国人登録証明書など
- 登録するのに証明書として使用できないもの
- 健康保険証
 - 学生証
 - 会社や法人の身分証明書など

保証書による方法

登録申請者が、既に狭山市で印鑑登録をしている人に保証人になってもらい登録する方法です。その日のうちに登録が完了します。



保証書欄は、保証人が自署ですべて記入し、保証人の登録印を押印してください。

照会文書による方法

本人申請の照会文書の方法と同じ方法となりますが、申請の際には代理人選任届け(委任状)が必要です。登録が完了し、印鑑登録証明書がとれるまでに通常3、4日かかります。



- 〇〇〇〇のところは、
- 印鑑登録申請
 - 印鑑登録廃止申請
 - 印鑑登録証亡失届
- の該当する事項を記入してください。
- ※代理人選任届(委任状)は、登録申請者本人が自署ですべて記入してください。なお、用紙については、便せんなどの適当なもので結構です。

問い合わせ市民課へ ☎53-1111内線138

お知らせ

市民課窓口では、昼休み時間帯に印鑑登録・戸籍・転入転出などに来られた皆さんのために、すべての申請・届出の手続きを3月から試行的に始めています。4からは本格実施となりますので、ご利用ください！

印鑑登録はどうしたらいいの？

最近、印鑑登録や印鑑登録証明にまつわる事件、トラブルが多く発生しています。印鑑登録は、個人の印鑑を公に登録印として証明する重要な手続きです。市では、印鑑登録の手続きや印鑑登録証明書の交付には慎重を期しています。皆さん、印鑑登録の手続きは正しく行うようお願いいたします。

印鑑登録ができる資格や条件

登録できるかた

- ◆狭山市に住居登録されているかた
- ◆狭山市に外国人登録されているかた
- ※15歳未満のかたと禁治産者のかたは登録できません

登録できる印鑑

- ◆注文で作った手彫りのもの
- ◆登録印は1人1個に限ります。また1個の印鑑を2人以上で登録することはできません
- ◆印鑑の大きさは、一辺の長さ8mmの正方形に収まらないもの、また、一辺の長さ25mmの正方形に収まるもの

登録できる印鑑(実寸大)



登録できない印鑑

- ◆機械で大量に作られたもの
- ◆変形しやすいもの(ゴム、合成樹脂製など)
- ◆文字や輪郭が欠けているもの
- ◆本人の氏名であると判断できないもの

印鑑登録ができるところ

市民課(市役所1階)で登録できます。各出張所では登録できません。

手続きの仕方

印鑑登録は、本人申請が原則です。手続きの厳密を期するために、本人の確認や登録意思を確認します。左記の「手続き方法」を参照してください。

印鑑登録証の交付

印鑑登録が完了すると印鑑登録証



この印鑑登録証(カード)がないと証明書の発行はできません

注意事項

- 印鑑登録証明書の交付を申請するには、印鑑登録証(カード)を必ずご持参のうえ、必要事項(住所氏名、生年月日など)を正確に記入してください
- 印鑑登録証がないと、印鑑登録証明書は交付できません
- 印鑑登録証は登録印と同様に大切にしてください。ご本人が大切に保管してください
- 印鑑登録証や登録印をなくされた場合は、速やかに市民課へご連絡ください